

専決処分の報告のこと

次の件については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり令和 7 年 3 月 25 日専決処分をしたから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 3 日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

損害賠償の額を定めること及び和解のこと

専決処分書

下記の件について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 7 年 3 月 25 日 専決

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

別紙のように、損害賠償の額を定め、及び和解すること

損害賠償の額を定めること及び和解のこと

損害賠償の額を下記のとおり定め、これに伴う和解を行うものとする。

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 損害賠償の額 | 235,000円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | <div style="background-color: black; height: 1.2em; width: 100%;"></div> <div style="background-color: black; height: 1.2em; width: 80%; margin-top: 5px;"></div> <div style="background-color: black; height: 1.2em; width: 85%; margin-top: 5px;"></div> |
| 3 | 損害賠償をする理由 | <p>市職員が運転する自動車が相手方家屋に接触し、損傷を与えたため</p> <div style="background-color: black; height: 1.2em; width: 100%; margin-top: 5px;"></div> |

◎参 考

地 方 自 治 法 抜 す い

(議会の委任による専決処分)

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決事項指定のこと (昭和43年 3 月 29 日
可 決)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次の事項については、これを市長において専決処分することができる。

記

1 …………… (省 略)

}

6 …………… (省 略)

7 目的物の価格が 1 件 150万円以下（交通事故に係るものにあつては、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に規定する保険金額及び自動車損害共済総合業務規程（平成16年社団法人全国市有物件災害共済会規程）に定める共済責任額の範囲内）の調停及び和解（前項に規定するものを除く。）に關すること。

8 1 件 150万円以下（交通事故に係るものにあつては、自動車損害賠償保障法に規定する保険金額及び自動車損害共済総合業務規程に定める共済責任額の範囲内）で法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。

9 …………… (省 略)

専決処分の報告のこと

次の件については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり令和 7 年 3 月 25 日専決処分をしたから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 3 日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

損害賠償の額を定めること及び和解のこと

専決処分書

下記の件について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 7 年 3 月 25 日 専決

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

別紙のように、損害賠償の額を定め、及び和解すること

損害賠償の額を定めること及び和解のこと

損害賠償の額を下記のとおり定め、これに伴う和解を行うものとする。

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 損害賠償の額 | 305,107円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 加古川市在住 個人 |
| 3 | 損害賠償をする理由 | 市職員が運転する自動車が相手方車両に接触し、損傷を与えたため
(相手方敷地内) |

専決処分の報告のこと

次の件については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり令和 7 年 4 月 25 日専決処分をしたから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 3 日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

損害賠償の額を定めること及び和解のこと

専決処分書

下記の件について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 7 年 4 月 25 日 専決

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

別紙のように、損害賠償の額を定め、及び和解すること

損害賠償の額を定めること及び和解のこと

損害賠償の額を下記のとおり定め、これに伴う和解を行うものとする。

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 損害賠償の額 | 1, 139, 171円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | <div style="background-color: black; width: 250px; height: 1.2em; margin-bottom: 0.5em;"></div> <div style="background-color: black; width: 150px; height: 1.2em;"></div> |
| 3 | 損害賠償をする理由 | 市職員が運転する自動車が相手方自転車に接触し、相手方が負傷したため

(加古川市平岡町高畑164番地の1 加古川市立平岡小学校敷地内) |

専決処分の報告のこと

次の件については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり令和 7 年 5 月 21 日専決処分をしたから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 3 日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

損害賠償の額を定めること及び和解のこと

専決処分書

下記の件について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 7 年 5 月 21 日 専決

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

別紙のように、損害賠償の額を定め、及び和解すること

損害賠償の額を定めること及び和解のこと

損害賠償の額を下記のとおり定め、これに伴う和解を行うものとする。

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 損害賠償の額 | 100,810円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | <div style="background-color: black; width: 360px; height: 1.2em; margin-bottom: 0.5em;"></div> <div style="background-color: black; width: 160px; height: 1.2em;"></div> |
| 3 | 損害賠償をする理由 | 市が管理する公園内で相手方の車椅子が公園施設から落下し、水路に転落して相手方が負傷したため
(加古川市加古川町北在家419番 鶴林寺公園内) |

専決処分の報告のこと

次の件については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり令和 7 年 5 月 21 日専決処分をしたから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 3 日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

損害賠償の額を定めること及び和解のこと

専決処分書

下記の件について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 7 年 5 月 21 日 専決

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

別紙のように、損害賠償の額を定め、及び和解すること

損害賠償の額を定めること及び和解のこと

損害賠償の額を下記のとおり定め、これに伴う和解を行うものとする。

記

- 1 損害賠償の額 88,080円
- 2 損害賠償の相手方 


- 3 損害賠償をする理由 市道の舗装隆起部分に普通自動二輪車の前輪が接触して
転倒し、相手方が負傷するとともに、普通自動二輪車に
損傷を与えたため
(加古川市加古川町溝之口72番9地先 市道大野平野
線上)